

# 伊予市水道事業経営戦略

団 体 名 : 伊予市

事 業 名 : 水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年月日	昭和 34年 4月 1日	計画給水人口	37,228 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	34,197 人
		有収水量密度	1.19 千m <sup>3</sup> /ha

#### ② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> ダム <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水 <input checked="" type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 受水 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施設数	浄水場設置数	14	管路延長	341.25 千m
	配水池設置数	37		
施設能力	19,972	m <sup>3</sup> /日	施設利用率	59.77 %

#### ③ 料金

料金体系の概要・考え方	<p>令和元年8月までは、平成23年に改定した料金体系を維持していましたが、この間、給水区域の拡張や水道施設の改修、膜ろ過施設などの整備を行い、安全安心な水の安定供給に努めるとともに経費の削減に取り組んできました。しかし、少子高齢化による人口減少や節水機器の普及、生活の変化などにより、給水量が年々減少する一方で、水道施設・管路などの耐震化や更新事業を行うにあたり、現在の水道料金では健全で安定的な水道事業の継続ができなくなることが想定されたため、平成30年度の水道事業運営審議会の答申を受け、令和元年9月、10月使用分から、料金改定を行いました。</p> <p>今後とも住民負担の軽減を念頭においた経営の効率化に努めるとともに、一方で、人口減少下において水道事業の安定経営を図るための収支バランス等を慎重に見据え、引き続き、適正な料金体系の検討を行います。</p>
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和 元年 9月 1日

#### ■ 上水道料金表

用途	基本料金(月額)円(消費税抜き)				超過料金(月額)円(消費税抜き)			
	基本水量		基本料金		段階	超過水量	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)	
	改定前	改定後	改定前	改定後			改定前	改定後
家庭用	8m <sup>3</sup> まで	変更なし	850	920	第1	8m <sup>3</sup> を超え1.5m <sup>3</sup> まで	110	120
					第2	1.5m <sup>3</sup> を超え2.0m <sup>3</sup> まで	130	140
					第3	2.0m <sup>3</sup> を超え3.0m <sup>3</sup> まで	150	160
					第4	3.0m <sup>3</sup> を超え5.0m <sup>3</sup> まで	180	195
					第5	5.0m <sup>3</sup> を超えるもの	190	205
団体用	8m <sup>3</sup> まで	変更なし	1,020	1,100	第1	8m <sup>3</sup> を超え2.0m <sup>3</sup> まで	140	150
					第2	2.0m <sup>3</sup> を超え3.0m <sup>3</sup> まで	180	195
					第3	3.0m <sup>3</sup> を超え5.0m <sup>3</sup> まで	200	215
					第4	5.0m <sup>3</sup> を超えるもの	210	225
営業用	8m <sup>3</sup> まで	変更なし	1,130	1,220	第1	8m <sup>3</sup> を超え2.0m <sup>3</sup> まで	150	160
					第2	2.0m <sup>3</sup> を超え3.0m <sup>3</sup> まで	190	205
					第3	3.0m <sup>3</sup> を超え5.0m <sup>3</sup> まで	220	235
					第4	5.0m <sup>3</sup> を超えるもの	230	245
湯屋用	150m <sup>3</sup> まで	変更なし	10,000	10,300	第1	1.50m <sup>3</sup> を超えるもの	100	108
船舶用・臨時用	1m <sup>3</sup> につき	(変更なし)					270	290

#### ■ 簡易水道・飲料水供給施設料金表

用途	基本料金(月額)円(消費税抜き)				超過料金(月額)円(消費税抜き)			
	基本水量		基本料金		段階	超過水量	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)	
	改定前	改定後	改定前	改定後			改定前	改定後
用途区分なし	10m <sup>3</sup> まで	8m <sup>3</sup> まで	1,100	920	第1	8m <sup>3</sup> を超え1.5m <sup>3</sup> まで	110	120
					第2	1.5m <sup>3</sup> を超え2.0m <sup>3</sup> まで	110	140
					第3	2.0m <sup>3</sup> を超え3.0m <sup>3</sup> まで	140	160
					第4	3.0m <sup>3</sup> を超え5.0m <sup>3</sup> まで	160	195
					第5	5.0m <sup>3</sup> を超えるもの	170	205

#### ■ 水道メーター使用料(月額)円(消費税抜き)

口径(mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150
使用料(円)	110	240	300	440	550	2,600	3,300	4,400	7,700

※上水道は変更ありません。簡易水道及び飲料水供給施設(13~50mmまで)は、上水道の水道メーター使用料に合わせます。

#### ④ 組織

本市の水道組織は、次のとおりです。

○職員数 11名（事務吏員4名、技術吏員7名）

上水道：原水関係職員1名、配水関係職員4名、総係関係3名  
簡易水道：原水関係職員1名、配水関係職員1名、総係関係1名



#### (2) これまでの主な経営健全化の取組

本市では、平成29年度に上灘地区簡易水道を上水道に統合、令和2年度に簡易水道事業特別会計を公営企業会計に移行し、水道事業に会計を統合して経営の健全化を進めています。また、平成29年度から料金収納事務についてもトータル収納とし収納率の向上を図っています。

また、上水道の安定供給を図るため、配水管新設改良工事をはじめとして、生活環境の向上に寄与すべく、老朽配水管の維持修繕等について重点的な事業運営を行ってきました。

H28年の建設改良事業：配水管新設改良工事及びポンプ場・配水池テレメータ取替工事、メータ取替工事など、31件竣工しています。

H29年の建設改良事業：配水管新設改良工事及び取水ポンプ取替工事、メータ取替工事など、23件竣工しています。

H30年の建設改良事業：配水管新設改良工事及びポンプ場・配水池テレメータ更新工事など、14件竣工しています。

R1年の建設改良事業：配水管新設改良工事及びポンプ場・配水池水位計更新工事など、20件竣工しています。

水道事業の広域化に関しては、愛媛県において、各市町村が運営している水道事業の将来的な広域化を目指し、愛媛県水道事業経営健全化検討会を経て、水道広域化検討会の中で、段階的に広域化を図る方針を明らかにしています。すなわち、水道施設の耐震化や経営基盤の安定化を課題に挙げ、事業の継続には、施設の統廃合によるコスト削減や国の財政支援などの利点がある広域化が必要だとしています。本市においても、これらの動きに足並みを揃えて広域化に取り組みます。

\*1 水道事業の広域化とは、水道法（昭和32年法律第177号）第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合（事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。）、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

#### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

水道経営に関わる現状分析は、別添資料「経営比較分析表」に示すとおりです。

1. 経営の健全性・効率性について
  - ①「経常収支比率」は、平成30年度の経常収支比率を平成29年度と比較すると、109.68%で4.74ポイント減少し、類似団体平均値より下回っていますが、100%を超えているため、健全な経営状況といえます。平成30年度に減少した主な要因としては、本市においても年々人口が減少する中、収入源となる給水収益は減少傾向にあります。平成29年度の上灘地区簡易水道統合等により資産が増加したため、それに伴う減価償却費が増加し、営業費用が前年より大幅に増加したことが挙げられます。
  - ②「累積欠損金」については、過去5年間0%となっており未発生です。
  - ③「流動比率」は、過去5年間100%を下回ることはなく、平成30年度においては類似団体平均値をやや下回っていますが、支払い能力に余裕があります。引き続き、経営上必要な収益の増加に努めることが必要です。
  - ④「企業債残高対給水収益比率」については、類似団体平均値より高い数値を示しています。これは、平成29年度に上灘地区簡易水道統合を実施し、この事業費に係る企業債を償還する必要が生じたため増加したものであり、今後の企業債償還に要する経費については、引き続き、一般会計から基準内繰入を行う予定です。
  - ⑤「料金回収率」については、平成30年度105.37%であり、給水に係る費用を給水収益で賄うことができている。
  - ⑥「給水原価」については、過去5年間145円～153円で推移しており、類似団体平均値より約20円程度低くなっています。

以上の指標から本市の経営については、概ね健全経営が維持されている状況にあると考えられますが、今後の施設更新において企業債や補助金に依存することが考えられるため、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源の確保に努めていく必要があります。

  - ⑦「施設利用率」については、平成30年度は63.16%で、平成27年以降上昇し、類似団体平均値から見ても良好であると考えられます。
  - ⑧「有収率」については、平成29年度は前年度までと比較し大幅に減少しましたが、平成30年度は、87.07%と微増しています。今後、整備事業計画による管路の更新・漏水調査・修繕を強化する等の取り組みを進めなければなりません。
2. 老朽化の状況について
  - ①「有形固定資産減価償却率」については、類似団体平均値を過去5年間下回っており、平成30年度においては、39.14%と平均値より8.52%低い数値です。これは、上灘地区簡易水道統合を実施した影響があり、類似団体との比較においては、保有している資産が法定耐用年数に近づいている割合が低いと考えられますが、指標を参考に将来の施設の更新等の必要性和財源の確保に留意するものです。
  - ③「管路更新率」については、平成30年度は、類似団体平均値より下回っており、数年のうちに②「管路経年化率」が上昇することが想定されています。このことを踏まえ、有収率の向上を図るためにも、限られた財源で更新し、耐震化の対応と併せ今後積極的な整備に取り組む計画です。
3. 全体総括
 

本市の上水道事業における財政状況については、現在のところ健全経営を維持しています。しかしながら、平成29年度に上灘地区簡易水道を上水道に統合したことに加え、老朽化した既存施設の更新や耐震化事業等により、資本投資の増加が見込まれ、今後、人口減少に伴う水道利用収益の減少等により健全経営の継続ができないことが想定されるため、平成30年度に水道料金を改正し、令和元年9月より施行しました。今後は、改定された給水収益の推移を注視するとともに、令和2年度からの簡易水道事業の法適用化や老朽化した既存施設の更新・耐震化事業等による資本投資の増加が見込まれるため、中長期的な経営基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化を図るものです。

## 2. 将来の事業環境

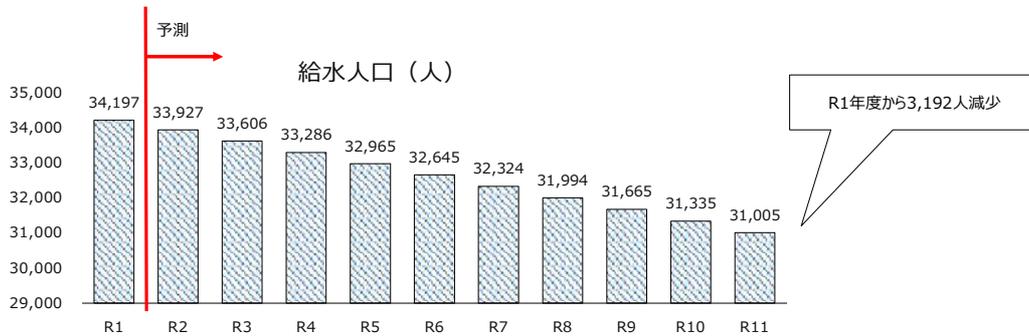
### (1) 給水人口の予測

給水人口の予測については次のとおりです。

人口推計は、「国立社会保障・人口問題研究所（社人研）」を基に、H27年国勢調査の値及び住民基本台帳の値を用いて補正しました。

この人口推計を基に、普及率を想定して給水人口を予測しました。

人口減少傾向は、今後とも続くことが想定されるため、料金収入は益々厳しくなると思われます。

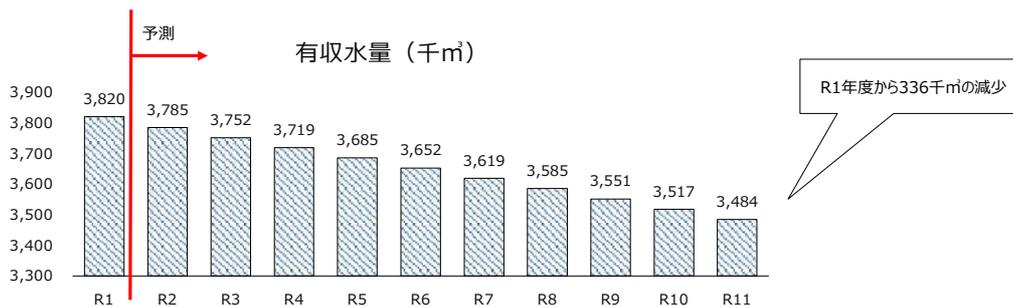


### (2) 水需要の予測

水需要（有収水量）の予測については次のとおりです。

有収水量（家庭用）＝給水人口×直近の傾向から求めた給水人口一人当たり有収水量としました。

有収水量（営業用など家庭用以外）＝過去の傾向から求めた有収水量としました。



### (3) 料金収入の見通し

料金の見通しについては次のとおりです。

○料金収入見通し＝有収水量×直近の傾向から求めた有収水量当たり料金収入で求めました。（家庭用と家庭用以外をそれぞれ算出して加算しました。）

なお、料金収入の見通しでは、令和元年度に改定した料金改定率（通年で約8%の増収）を考慮しました。



(4) 組織の見通し

組織の見通しは次のとおりです。

○重点課題である耐震化事業等への取組を勘案すると、現在の人員構成が本市の水道事業を運営していく上での最低ラインと考えています。今後、水道事業の広域化や民間事業者等との連携による経営の効率化を検討しつつ、水道経営技術の維持・継承についても経営に支障をきたすことのないよう継続的に検討します。

3. 経営の基本方針

経営の基本方針は次のとおりです。

質の高い安心・安全な水の安定供給に努めるとともに、経営の安定化を図ります。

老朽化した上水道施設の修繕や取り替えを計画的に進め、水質の適正な監視・送配水施設の維持管理体制の構築を推進します。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	○有収率93%以上を目標とします。（平成30年度経営比較分析表 87.07%） ※水道施設の老朽化が進行していくことから、定期的に有収率を確認し、老朽管の更新を計画的に進めることにより目標水準を達成します。また、安全な水を安定的に供給するため、老朽化した管路施設の更新と耐震化を同時に進めています。
-----	--

計画期間内の投資は、下表のように予定しています。今後、さらなる耐震化等を進める場合には、それに対応すべく組織の拡充なども必要と思われる。

計画期間内に予定する主な事業及び事業費（概算）

配水池耐震化事業	令和2年度～3年度	56,000千円
水道管路緊急改善事業	令和2年度～7年度	1,000,000千円
重要給水施設配水管耐震化事業	令和4年度～12年度	752,000千円
電気・機械設備更新事業	令和11年度～12年度	354,000千円
監視システム更新	令和2年度～4年度	65,000千円
配水支管ほか整備事業	令和2年度～12年度	1,199,000千円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	○経常収支比率は100%以上を維持することを目標とします。（平成30年度経営比較分析表 109.68%） ※急激な人口減少下にあります。経営の効率化を進め経常収支比率の目標を達成します。 ※安定的な経営を継続するために投資に充てる財源の確認と確保を行います。
-----	---

財源（料金、企業債、繰入金、国庫補助等）の考え方等については次のとおりです。

料金については、令和元年9月に改定したばかりです。今後とも住民負担の軽減を念頭において経営の効率化に努めるとともに、一方で、人口減少下において水道事業の安定経営を図るための収支バランス等を慎重に見据え、引き続き、適正な料金体系の検討を行います。

企業債については、企業債の償還により経営が圧迫することのないよう、計画的な起債を実施していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費（委託料、修繕費、動力費、人件費など）の積算の考え方等については次のとおりです。

- 職員給与費：前年度から2%増（定期昇給）×3か年、4年目で前年度の4%減（人事異動）のサイクルとしました。
- 動力費：H29年度の上灘地区簡易水道事業の統合を反映した直近のR1年度の値を採用し、物価上昇等を考慮し毎年1%づつ増加させました。
- 光熱水費：同上
- 通信運搬費：同上
- 修繕費：同上とし、2年周期で施設修繕費（15百万円）を加算しました。
- 材料費：H29年度の上灘地区簡易水道事業の統合を反映した直近のR1年度の値を採用し、物価上昇等を考慮し毎年1%づつ増加させました。
- 薬品費：同上
- 路面復旧費：同上
- 委託料：同上
- 負担金：H29年度の上灘地区簡易水道事業の統合を反映した直近のR1年度の値を採用しました。
- 受水費：該当なし。
- その他：H29年度の上灘地区簡易水道事業の統合を反映した直近のR1年度の値を採用しました。
- 受託工事費：該当なし。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについて検討状況等

広 域 化	県では、各市町村が運営している水道事業の将来的な広域化を目指し、愛媛県水道事業経営健全化検討会を経て、愛媛県水道広域化推進プラン検討委員会において、「水道広域化推進プラン」を策定することを明らかにしています。すなわち、水道施設の耐震化や経営基盤の安定化を課題に挙げ、事業の継続には、施設の統廃合によるコスト削減や国の財政支援などの利点がある広域化が必要だとしています。本市においても、これらの動きに足並みを揃えて広域化に取り組みます。
民間の資金・ノウハウ等の活用（PFI・DBOの導入等）	民間活用における官民のリスク分担やそのことによる利害得失（リスク及びメリット）を把握すると共に、県下における民間活用の動向や具体的な事例を把握し、個別業務のアウトソーシング（検針、料金徴収事務の一部を含む）から包括的民間委託の導入など段階的な実施検討を継続的に行います。
アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化等による投資の平準化）	計画期間中に既存施設の長寿命化計画の策定などを検討し、投資の平準化等に取り組むこととします。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	人口動向及びそれに伴う水需要を勘案し、老朽化に伴う改修の機会を活用したダウンサイジングを検討します。
施設・設備の合理化（スペックダウン）	上記ダウンサイジングと同様です。
その他の取組	身近な改善テーマを抽出し、費用対効果を検討して有効なものには積極的に取り組むこととします。

② 財源について検討状況等

料 金	原則として、利用料収入による運営体制が構築できるよう、引き続き、住民生活への影響を配慮し理解を得ながら、適正かつ公平な負担となる料金体系を検討していきます。
企 業 債	世代間負担の公平性を確保し、企業債の償還により経営が圧迫することのないよう、計画的な起債を実施していきます。
繰 入 金	一般会計からの繰入に頼ることのないよう資金繰りに努めていきます。
資産の有効活用等（*2）による収入増加の取組	余剰施設等が発生した場合には、売却や貸付等、資産の有効な活用を検討していきます。
その他の取組	該当なし。

\*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA（計画・実施・検証・見直し）サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証するとともに必要な対策を講じます。 また、料金体系の変更や民間活力の活用等により収支計画に大きな修正が必要となる場合においては、見直しを実施するほか、概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略を更新します。
---------------------	--

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

愛媛県 伊予市

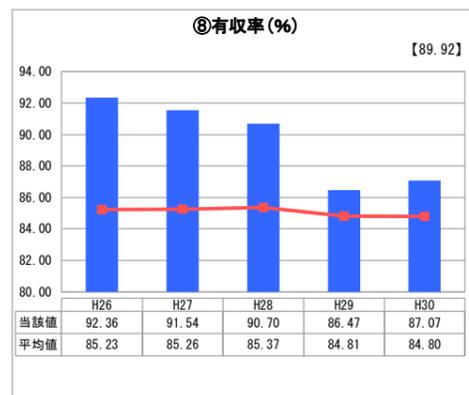
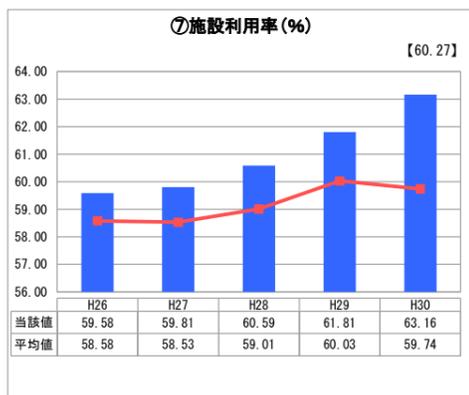
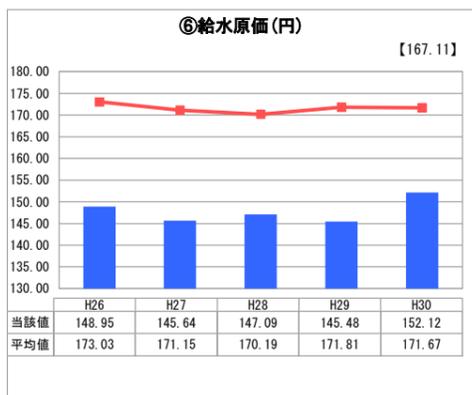
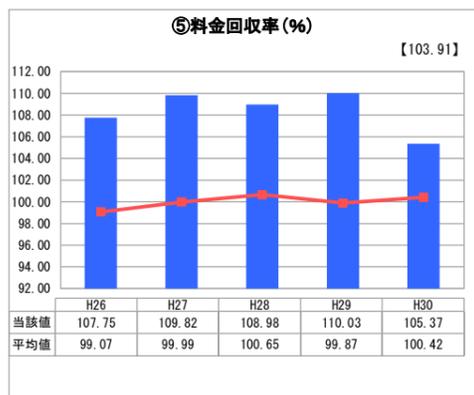
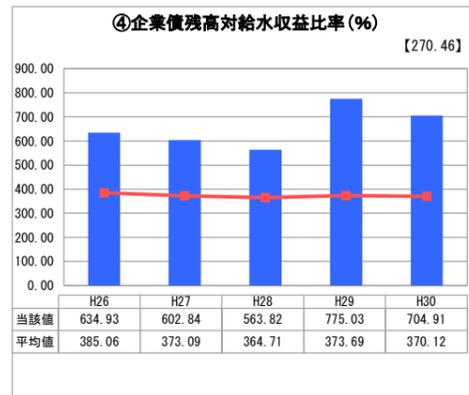
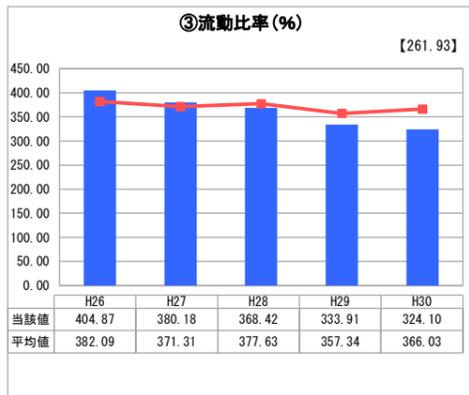
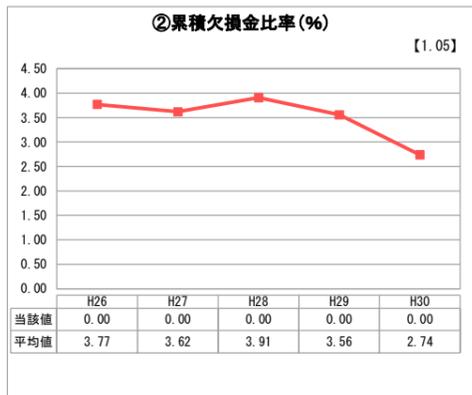
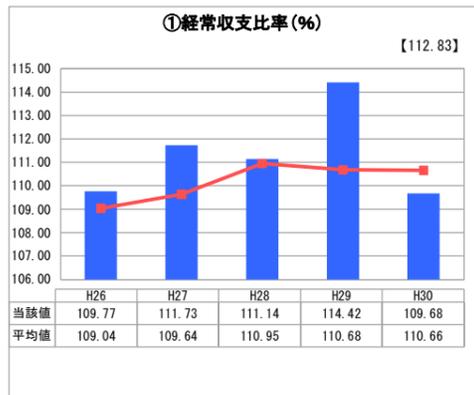
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A5	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)	
-	54.86	86.06	2,570	

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
37,265	194.44	191.65
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
31,994	25.01	1,279.25

## グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成30年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①「経常収支比率」は、平成30年度は、平成29年度と比較すると、109.68%で4.74ポイント減少し、類似団体平均値より下回っているが、100%を超えているため、健全な経営状況といえる。平成30年度に減少した主な要因としては、本市においても年々人口が減少する中、収入源となる給水収益は減少傾向にあるが、平成29年度上瀬地区簡易水道統合等により給水収益は増加したため、それに伴う減価償却費が増加し、営業費用が前年より大幅に増加したことが挙げられる。

②「累積欠損金」については、過去5年間0%となっており未発生である。

③「流動比率」は、過去5年間100%を下回ることなく、平成30年度においては類似団体平均値をやや下回っているが、支払い能力に余裕がある。引き続き、経営上必要な収益の増加に努めることが必要である。

④「企業債残高対給水収益比率」については、類似団体平均値より高い数値を示している。これは、平成29年度に上瀬地区簡易水道統合を実施し、この事業費に係る企業債を償還する必要が生じたため増加したものであり、今後の企業債償還に要する経費については、引き続き、一般会計から基準内繰入を行う予定である。

⑤「料金回収率」については、過去5年間145円～153円で推移しており、類似団体平均値より約20%程度低く、⑥「料金回収率」については、平成30年度105.37%であり、給水に係る費用を給水収益で賄うことができています。

以上の指標から本市の経営については、概ね健全経営が維持されている状況にあると考えられるが、今後の施設更新において企業債や補助金に依存することが考えられるため、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源の確保に努めていく必要がある。

次に⑦「施設利用率」については、平成30年度は63.16%で、平成27年度以降上昇し、類似団体平均値から見ても良好であると考えられる。

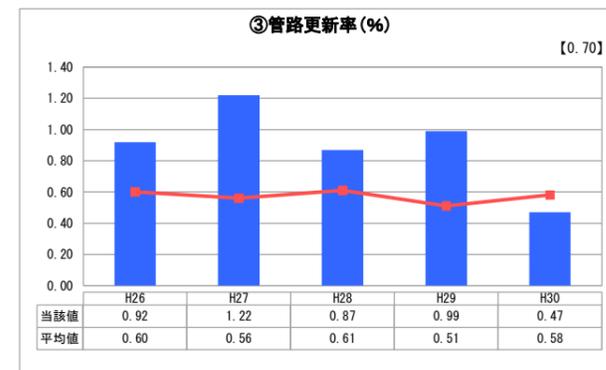
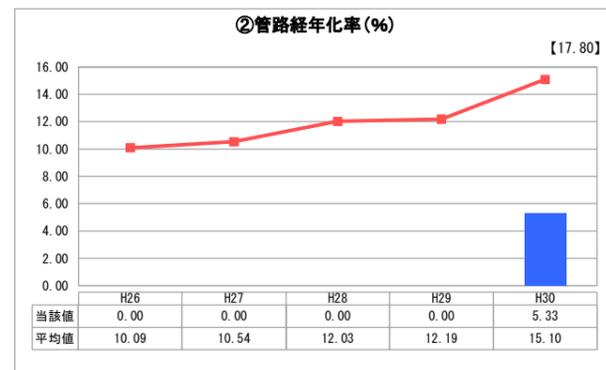
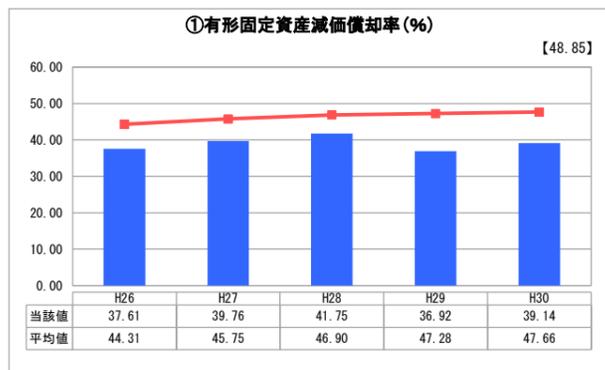
さらに、⑧「有収率」については、平成29年度は前年度までと比較し大幅に減少したが、平成30年度は、87.07%と微増した。今後、整備事業計画による管路の更新・漏水調査・修繕を強化する等の取り組みを進めなければならない。

### 2. 老朽化の状況について

①「有形固定資産減価償却率」については、類似団体平均値を過去5年間下回っており、平成30年度においては、39.14%と平均値より8.52%低い数値である。これは、上瀬地区簡易水道統合を実施した影響があり、類似団体との比較においては、保有している資産が法定耐用年数に近づいている割合が低いと考えられるが、指標を参考に将来の施設の更新等の必要性と財源の確保に留意したい。

②「管路経年率」については、平成30年度は、類似団体平均値より下回っており、数年のうち②「管路経年率」が上昇することが想定されている。このことを踏まえ、有収率の向上を図るためにも、限られた財源で更新をし、耐震化の対応と併せ今後積極的な整備に取り組む計画である。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

本市の上水道事業における財政状況については、現在のところ健全経営を維持している。しかしながら、平成29年度に上瀬地区簡易水道統合を実施し上水道に統合したことに加え、老朽化した既存施設の更新や耐震化事業等により、資本投資の増加が見込まれ、今後、人口減少に伴う水道利用収益の減少等により健全経営の継続が難しいことが想定されるため、平成30年度に水道料金を改正し、令和元年9月より施行した。今後は、改定された給水収益の推移を注視するとともに、令和2年度からの簡易水道事業の法適用化や老朽化した既存施設の更新・耐震化事業等による資本投資の増加が見込まれるため、中長期的な経営基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化を図りたい。

### 投資・財政計画

(単位：千円)

区 分		年 度	H30年度 前々年度 (決算)	R1年度 前年度 (決算)	本年度 R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
資 本 的 収 入	1. 企 業 債		-	-	-	89,900	106,300	137,600	151,200	114,300	65,100	51,900	51,900	71,400	
	うち 資本費平準化債		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 他 会 計 出 資 金		38,733	26,864	39,910	92,402	100,394	111,342	110,954	96,631	75,087	55,821	50,876	56,248	
	3. 他 会 計 補 助 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. 他 会 計 負 担 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5. 他 会 計 借 入 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		-	6,086	46,525	51,551	68,955	83,590	88,960	66,170	28,930	23,050	23,050	31,720	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金		2,817	3,511	6,936	7,838	9,973	10,143	10,777	8,841	6,072	5,439	5,439	8,449	
	9. そ の 他		8,947	8,631	8,388	8,388	8,388	8,388	8,388	8,388	8,388	8,388	8,388	8,388	8,388
	計 (A)		50,497	45,092	101,759	250,080	294,010	351,063	370,280	294,330	183,577	144,598	139,653	176,205	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	純 計 (A)-(B) (C)		50,497	45,092	101,759	250,080	294,010	351,063	370,280	294,330	183,577	144,598	139,653	176,205	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		64,349	130,514	257,847	291,378	370,740	377,060	400,630	328,650	225,720	202,200	202,200	314,080	
	うち 職員給与費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 企 業 債 償 還 金		272,158	293,341	336,165	368,661	378,255	365,421	338,354	307,403	298,967	226,197	205,068	199,585	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5. そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計 (D)		336,507	423,855	594,012	660,039	748,995	742,481	738,984	636,053	524,687	428,397	407,268	513,665		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		286,010	378,763	492,253	409,959	454,985	391,418	368,704	341,723	341,110	283,799	267,615	337,460		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		262,111	319,307	469,181	383,881	422,321	58,971	334,542	313,161	30,390	265,211	249,083	118,836	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		20,000	49,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 繰 越 工 事 資 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. そ の 他		3,899	10,456	23,072	26,078	32,664	332,447	34,162	28,562	310,720	18,588	18,532	218,624	
計 (F)		286,010	378,763	492,253	409,959	454,985	391,418	368,704	341,723	341,110	283,799	267,615	337,460		
補填財源不足額 (E)-(F)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
企 業 債 残 高 (H)		4,059,853	3,766,512	3,750,126	3,471,364	3,199,409	2,971,588	2,784,435	2,591,331	2,357,465	2,183,167	2,029,999	1,901,814		

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収 益 的 収 支 分			9,423	4,589	64,232	48,469	60,764	58,723	58,442	58,406	58,076	56,472	56,119	55,719
	うち 基準内繰入金		4,711	4,589	8,145	7,495	6,817	6,116	5,487	4,947	4,459	4,023	3,672	3,324
	うち 基準外繰入金		4,712	-	56,087	40,974	53,947	52,607	52,955	53,459	53,618	52,449	52,447	52,395
資 本 的 収 支 分			38,733	38,733	39,910	92,402	100,394	111,342	110,954	96,631	75,087	55,821	50,876	56,248
	うち 基準内繰入金		19,366	19,366	39,910	92,402	100,394	111,342	110,954	96,631	75,087	55,821	50,876	56,248
	うち 基準外繰入金		19,367	19,367	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			48,156	43,322	104,142	140,871	161,158	170,065	169,396	155,037	133,163	112,293	106,995	111,967

# 投資・財政計画

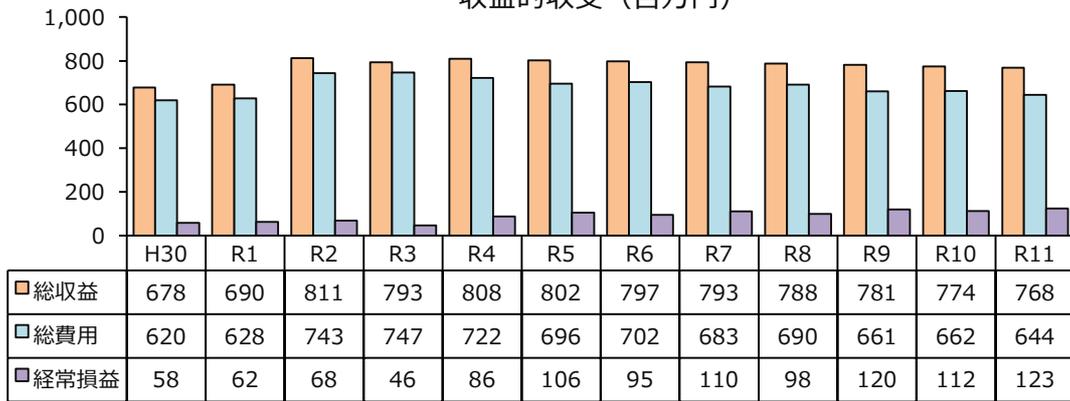
(単位:千円, %)

区 分		年 度	H30年度 前々年度 (決算)	R1年度 前年度 (決算)	本年度 R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		576,853	596,865	638,173	639,587	637,947	632,401	626,855	621,309	615,656	610,003	604,349	598,696
	(1) 料 金 収 入		575,936	596,042	637,359	638,471	636,951	631,405	625,859	620,313	614,660	609,007	603,354	597,700
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(3) そ の 他		917	823	814	1,116	996	996	996	996	996	996	996	996
	2. 営 業 外 収 益		100,823	93,060	173,156	153,432	170,471	169,377	170,515	172,008	172,465	170,806	169,965	169,140
	(1) 補 助 金		9,423	4,589	64,232	48,469	60,764	58,723	58,442	58,406	58,076	58,076	56,472	56,119
	他 会 計 補 助 金		9,423	4,589	64,232	48,469	60,764	58,723	58,442	58,406	58,076	58,076	56,472	56,119
	そ の 他 補 助 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		73,451	71,431	90,758	86,857	92,792	93,739	95,158	96,687	97,474	97,419	96,931	96,506
	(3) そ の 他		17,949	17,040	18,166	18,106	16,915	16,915	16,915	16,915	16,915	16,915	16,915	16,915
収 入 計 (C)		677,676	689,925	811,329	793,019	808,418	801,778	797,370	797,370	793,317	788,121	780,809	774,315	767,836
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		544,927	558,868	674,679	685,907	668,265	649,889	662,654	648,518	660,059	634,956	639,496	624,488
	(1) 職 員 給 与 費		79,157	74,496	120,293	119,099	103,795	99,643	101,636	103,668	105,742	101,512	103,542	105,613
	基 本 給		36,898	34,485	50,621	51,026	50,856	48,822	49,798	50,794	51,810	49,738	50,733	51,747
	退 職 給 付 費		9,258	9,258	12,467	12,467	9,825	9,432	9,620	9,813	10,009	9,609	9,801	9,997
	そ の 他		33,001	30,753	57,205	55,606	43,114	41,389	42,217	43,061	43,922	42,166	43,009	43,869
	(2) 経 費		151,561	181,024	199,629	226,515	237,723	224,379	241,035	227,691	244,346	231,002	247,658	234,314
	動 力 費		51,264	50,585	55,445	55,634	52,853	53,367	53,880	54,393	54,906	55,419	55,932	56,445
	修 繕 費		26,315	38,182	59,258	69,146	59,074	44,502	59,930	45,358	60,786	46,214	61,642	47,070
	材 料 費		611	787	1,288	1,331	1,646	1,662	1,678	1,694	1,710	1,726	1,742	1,758
	そ の 他		73,371	91,470	83,638	100,404	124,149	124,848	125,546	126,245	126,944	127,643	128,342	129,040
(3) 減 価 償 却 費		314,209	303,348	354,757	340,293	326,747	325,867	319,983	317,159	309,971	302,442	288,296	284,561	
2. 営 業 外 費 用		75,090	68,685	68,699	60,815	53,703	46,221	39,817	34,455	29,858	25,607	22,644	19,932	
(1) 支 払 利 息		74,339	67,906	68,699	60,815	53,147	45,665	39,261	33,899	29,301	25,051	22,087	19,376	
(2) そ の 他		751	779	-	-	556	556	556	556	556	556	556	556	
支 出 計 (D)		620,017	627,553	743,378	746,722	721,968	696,110	702,471	682,973	689,917	660,564	662,140	644,420	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		57,659	62,372	67,951	46,297	86,450	105,668	94,900	110,343	98,204	120,245	112,174	123,415	
附 帯 事 業 収 益 (C')		3,838	3,838	3,838	3,963	3,963	3,963	3,963	3,963	3,963	3,963	3,963	3,963	
附 帯 事 業 費 用 (D')		1,363	1,242	1,542	1,496	1,551	1,551	1,551	1,551	1,551	1,551	1,551	1,551	
附 帯 事 業 損 益 (C')-(D')=(E')		2,475	2,596	2,296	2,467	2,412	2,412	2,412	2,412	2,412	2,412	2,412	2,412	
特 別 利 益 (F)		10	22	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
特 別 損 失 (G)		248	237	2,962	956	237	237	237	237	237	237	237	237	
特 別 損 益 (F)-(G)=(H)		-238	-215	-2,942	-936	-217	-217	-217	-217	-217	-217	-217	-217	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(E')+(H)		59,896	64,753	67,305	47,828	88,645	107,863	97,095	112,538	100,399	122,440	114,369	125,610	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		100,090	109,986	99,738	112,043	106,871	130,516	159,379	171,473	190,012	194,411	211,851	218,221	
流 動 資 産 (J)		1,042,437	1,030,551	872,980	614,285	481,899	430,473	383,688	374,976	346,762	390,426	428,546	404,751	
う ち 未 収 金		161,693	157,090	165,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
流 動 負 債 (K)		321,642	369,319	401,815	411,409	398,575	371,507	340,557	332,120	259,351	238,222	232,739	190,082	
う ち 建 設 改 良 費 分		293,341	302,598	368,661	378,255	365,421	338,354	307,403	298,967	226,197	205,068	199,585	156,929	
う ち 一 時 借 入 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
う ち 未 払 金		21,234	55,866	55,866	55,866	55,866	55,866	55,866	55,866	55,866	55,866	55,866	55,866	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		576,853	596,865	638,173	639,587	637,947	632,401	626,855	621,309	615,656	610,003	604,349	598,696	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

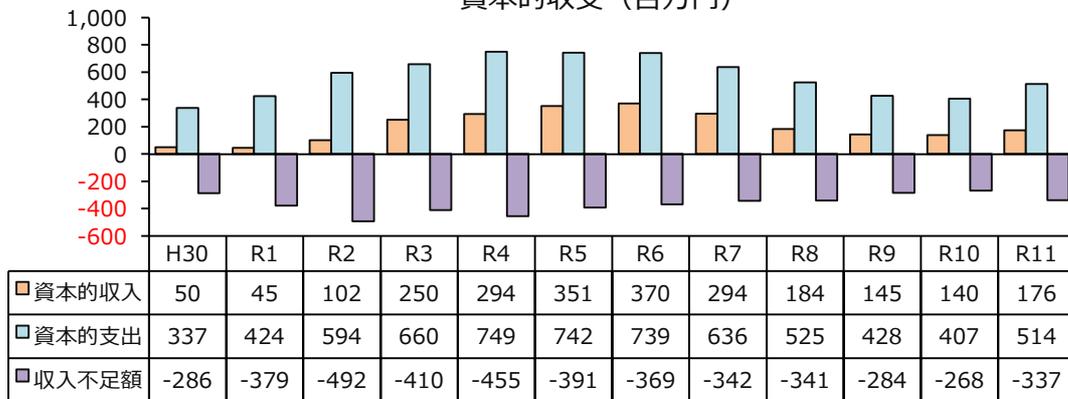


## 6. 参考図表

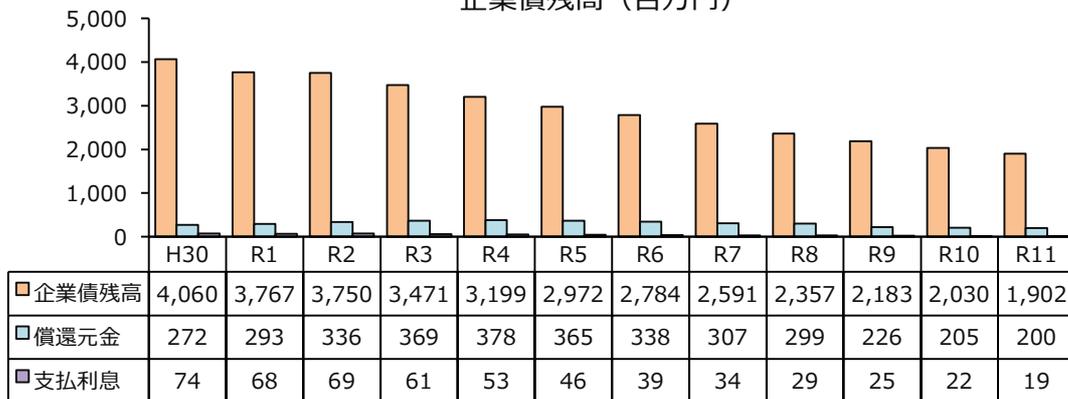
### 収益の収支 (百万円)



### 資本の収支 (百万円)



### 企業債残高 (百万円)



### 年度末における未使用補填財源 (百万円)

